

## 「特別定額給付金」 10万円給付 に関するお知らせ

### ■ 給付金の申請手続きについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計への支援を目的として、国民1人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」が実施されます。

現在、5月15日に申請書を発送する予定です。

大変恐縮ですが、今しばらくお待ちください。

### ■ 支給対象者

基準日（令和2年4月27日）に、加茂市の住民基本台帳に記録されている方

### ■ 給付金額

世帯構成員1人につき10万円

### ■ 受給権者

世帯主の方（世帯ごとの給付となります。個別には支給できません）

### ■ 申請方法

次のいずれかの方法により申請してください。

#### 1 郵送申請 ※ 5月15日に申請書を発送予定

同封した申請書に必要事項を記載し、添付資料（本人確認書類等、通帳のコピー等）と一緒に返信用封筒にて郵送してください。

#### 2 オンライン申請（マイナンバーカードを持つ者に限る） ※ 5月1日から入力可能

[マイナポータル](#)（政府が運営するオンラインサービス）「ぴったりサービス」から電子申請を行います。

### ■ 給付予定

申請を受理し、審査を終えたものから随時、ご指定の口座に振り込みます。（5月20日頃から、ただし、オンライン申請は5月14日からになります）

振り込みのお知らせは致しませんので、通帳の記帳等によりご確認ください。

なお、給付が遅いため生活に困るという方は、「たすけあい資金」（無利子貸し付け）の制度がありますので、社会福祉協議会（TEL0256-52-6667）にご相談ください。

### ■ コールセンター（総務省）

給付金に関する国（総務省）のコールセンターが開設されています。制度に関するお問い合わせは、国のコールセンターへご連絡ください。

電話：03-5638-5855

※受付時間：午前9時00分～午後6時30分（土、日、祝日を除く）

この記事に関するお問い合わせ先

加茂市役所 特別定額給付班 0256-52-0313(直通) または総務課 0256-52-0080(代表)

最終更新日：2020年05月08日